

北海道高圧ガス保安法関係事故措置要綱

I 総 則

1 目 的

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）の適用を受ける高圧ガスに係る事故等（以下「事故」という。）が発生した場合の北海道における連絡方法、対応措置、処分方法、対策の確立方法等に関する事項を定め、事故に伴う業務を迅速、適確に処理することを目的とする。

2 事故の定義等

- (1) 高圧ガスに係る事故等とは、法の適用を受ける高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱、消費及び廃棄並びに容器の取扱（以下「製造等」という。）中に発生した事故等で、次に掲げるものをいう。

ただし、高圧法の法令違反があり、その結果として、災害が発生した場合には、高圧ガスが存する部分の事故に限らず「高圧ガスに係る事故等」として取り扱う。

(注) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）に係る事故については、北海道液化石油ガス関係事故措置要綱による。

- ①爆発（高圧ガス設備等（以下「設備等」という。）が爆発したものをいう。以下同じ）
- ②火災（設備等において、燃焼現象が生じたものをいう。以下同じ）
- ③噴出・漏えい（設備等において高圧ガスの噴出又は漏えいが生じたものをいう。以下同じ）
ただし、以下のいずれかの場合は除く。
 - 1) 噴出・漏えいしたガスが毒性ガス以外のガスであって、噴出・漏えいの部位が締結部（フランジ式継手、ねじ込み式継手、フレア式継手又はホース継手）、開閉部（バルブ又はコック）又は可動シール部であり、噴出・漏えいの程度が微量（石けん水等を塗布した場合、気泡が発生する程度）であって、かつ、人的被害のない場合
 - 2) 完成検査、保安検査もしくは定期自主検査における耐圧試験時又は気密試験時の少量の噴出・漏えいであって、かつ、人的被害のない場合。
- ④破裂・破壊等（高圧ガスにより、設備等の破裂、破損又は破壊等が生じたものをいう。以下同じ）
- ⑤喪失・盗難（高圧ガス又は高圧ガス容器の喪失又は盗難をいう。）
- ⑥高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充填した容器が危険な状態となったとき。
- ⑦その他
 - 例) ア 消費中の二次発生物（一酸化炭素等）に起因する人命及び財産の被害
 - イ 自然災害に起因する高圧ガス施設等の被害
 - ウ その他（単なる交通事故は除く。）

※ LPガス消費に係る事故については、消費の形態によらず、販売の形態により、高圧ガス保安法に係る事故か、液化石油ガス法に係る事故かを判断すること。

- (2) 移動式製造設備であって液化石油ガス法第37条の4の充填設備として許可を受けているもの（供給設備に接続しているもの又は充填設備の使用の本拠の所在地にあるものに限る。）において事故が発生した場合にあっては、高圧法の事故に該当しないものとする。

3 事故の分類

事故の被害状況により次のとおり分類する。

(1) A級事故

次の各号のいずれかに該当する事故をいう。

- ① 死者5名以上の事故
- ② 死者及び重傷者が10名以上の事故であって、①以外のもの
- ③ 死者及び負傷者（重傷者及び軽傷者をいう。以下同じ。）が合計して30名以上の事故であって、①及び②以外のもの
- ④ 爆発・火災等により建物又は構造物の大規模な破壊、倒壊、滅失等の甚大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が5億円以上）が生じた事故
- ⑤ 大規模な火災又はガスの大量噴出・漏えいが現に進行中であって、大災害に発展するおそれがある事故

(2) B級事故

A級事故以外の事故であって次の「B1級事故」又は「B2級事故」のいずれかに該当する事故をいう。

1) B1級事故

- ① 死者1名以上4名以下の事故
- ② 重傷者2名以上9名以下の事故で①以外のもの
- ③ 負傷者6名以上29名以下の事故であって、②以外のもの
- ④ 爆発・火災等により建物又は構造物の大規模な損傷等の多大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が1億円以上5億円未満）を生じた事故

2) B2級事故

同一事業所においてA級事故、B級事故又はC1級事故が発生した日から1年を経過しない間に発生したC1級事故（高圧ガスに係る事故に限る。）

(3) C級事故

A級事故及びB級事故以外の事故であって、次の「C1級事故」又は「C2級事故」のいずれかに該当する事故をいう。

1) C1級事故

- ① 人的被害（負傷者1名以上5名以下かつ重傷者1名以下）があった事故
- ② 爆発、火災又は破裂・破損等が発生した事故
- ③ 毒性ガスが漏えいした事故

（毒性ガスとは、一般高圧ガス保安規則第2条第1項第2号、コンビナート等保安規則第

2条第1項第2号、冷凍保安規則第2条第1項第2号の毒性ガスをいう。)

- ④ ①から③までのほか、反応暴走に起因する事故又は多量漏えいが発生した事故（反応暴走とは、設備等の温度、圧力、流量等が異常な状態になった際に、自動的に作動する安全装置、通常の手順に則り操作する制御装置等によっても制御不能な事象等であって、爆発、火災、漏えい又は破裂並びに破損の発生を防止するため、直ちに緊急の保安上の措置を必要とするものをいう。）

（多量漏えいとは、設備等からのガスの漏えいであって、ガス漏えい検知警報設備等の作動により付近の作業員に退避を勧告する程度のもの、事業所の敷地外に漏えいしたもの、又は、設備等からのガスの漏えい（不活性ガスの微量な漏えいを除く。）を覚知後に、設備等の停止等の措置を講じても漏えいが継続したことにより、追加措置を講じたものをいう。）

2) C 2 級事故

C 1 級事故以外の事故

4 人的被害の定義

人的被害の定義は次のとおりとする。

(1) 死者

事故発生後5日（120時間）以内に死亡が確認された者（自殺者本人を除く。）。

(2) 重傷者（中毒等、外傷を伴わない場合は「重症者」という。）

事故発生後30日以上の治療を要する負傷をした者（自殺未遂者を除く。）。

(3) 軽傷者（中毒等、外傷を伴わない場合は「軽症者」という。）

事故発生後30日未満の治療を要する負傷をした者（自殺未遂者を除く。）。

II 事故が発生した場合における対応

1 総合振興局及び振興局における対応

(1) 速報

① 事故が発生したことを知ったときは、別紙1に掲げる項目について、速やかに電話等により経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課（以下「本庁」という。）（本庁にあっては産業保安監督部）に連絡する。なお、事故発生直後で不明確な項目のある場合には、知り得る限りの情報を報告し、その後、現地調査、警察や消防から新たな情報が得られた段階で、随時、新たな事項について報告する。

② 勤務時間外にA級又はB1級事故が発生したことを覚知したときは、随時、本庁の関係者（本庁にあっては産業保安監督部担当課長）に電話等により連絡を行う。

③ただし、勤務時間外にB2級事故又はC級事故（消費者安全法の重大事故等を除く。）が発生した場合には、直近の出勤日に速やかに連絡するものとする。

* 消費者安全法の重大事故等の定義（概要）

① 消費者が、事業者が提供等する商品・役務・施設・工作物等を使用等して、現に、生命又は身体に次いずれかの被害が発生した場合

(i) 死亡

(ii) 治療期間30日以上を負傷・疾病、一定程度の後遺傷害

(iii) 一酸化炭素中毒

- ② 消費者が通常有すべき安全性を欠く商品・役務を使用した場合等であって、①の被害を発生させるおそれがあるものとして、以下のいずれかの事態に該当する場合（いわゆるヒヤリハット事案）
 - (i) 安全基準に違反し、かつ飲食物以外の物品等の重要な部分に破損・故障・汚染・変質等の変化が生じた事態
 - (ii) 安全基準に違反し、飲食物に毒物・劇物等が含有・付着した事態
 - (iii) 窒息その他生命・身体に著しい危険が生じた事態
 - (iv) 火災その他著しく異常な事態

(2) 事故現場への出動

- ① A級事故又はB1級事故が発生した場合、速やかに事故現場に赴き、事故拡大防止及びこれに必要な現状維持義務のための措置を講じさせるとともに、様式1（喪失・盗難の事故は様式2）に掲げる項目について調査を行う。
- ② B2級事故又はC級事故であっても原則として現地調査を行い、様式1（喪失・盗難の事故は様式2）に掲げる項目について調査を行う。ただし、小規模かつ人的被害のない事故であって、現地調査の必要がないと認められるときは、この限りでない。
- ③ A級事故及びB1級事故の場合は、現地調査の途中経過を定期的に本庁に報告する。ただし、本庁の職員が現地調査を実施しているときは、この限りではない。

(3) 事故発生直後の緊急措置

次に掲げる場合であって、公共の安全の維持及び、災害の発生の防止又は災害の防止のため緊急の必要があると認められるときは、高圧ガス保安法第39条に基づく緊急措置を命ずるものとする。

- ① 火災、ガスの大量噴出・漏えい等が継続中であって、更に災害の拡大が予測されるとき
- ② 事故の発生原因が不明であり、かつ、操業の継続又は再開によって再度、同種事故の発生が予測されるとき
- ③ 事故の原因となった状況が、当該事業所内の他の設備にも明らかに存在し、同種事故が発生するおそれが極めて大きいとき

2 事故の再発防止対策等

- ① 事故の原因（直接的、間接的発生原因、被害拡大原因等）を究明するための調査検討を行う。
- ② 事故の再発を防止するための対策（事故当事者に対する対策、関連業界に対する対策等）を検討し、確立する。
- ③ 事故当事者による法令違反（事故原因に関係ないものを含む。）及び事故当事者の関連事業者による法令違反（事故原因に係るものに限る。）について調査検討する（高圧ガス保安法以外の他法令の違反についても含む。）。直近1年以内の事故当事者の高圧ガス保安法における法令違反の有無を確認すること。
- ④ 事故当事者に法令違反がある場合には、法令に基づき必要な処分を行う。
- ⑤ 道内で都府県が所管する移動式製造設備に係る事故があった場合などの場合、総合振興局及び振興局（以下、「総合振興局等」という。）は事故報告の内容及び結果を、事故当事者を所管する都府県に通知する。

⑥ 必要と認めるときは、本庁は次に掲げる対策等を講じ、総合振興局等を通して災害発生防止対策を実施する。

- 1) 事故当事者に対し、保安上必要と認められる事項について改善を指導する。この場合、必要に応じて実施結果を報告することを併せて指導する。
- 2) 事故の内容（原因、状況、対策等）を公表し、注意を喚起するとともに、業界団体又は同種事業所に対し、注意書の配布、改善事項の提示、説明会等により指導する。
- 3) 事故当事者と同種事業所に対し、一斉立入検査を実施する。
- 4) 過去の事故の原因を分析して対策及び改善事項を集約し、保安検査、立入検査等において指導する。

3 事故報告

- ① A級事故又はB級事故の場合は、事故発生の日から7日以内に様式1（喪失・盗難の事故については様式2）の事故報告書（中間報告書又は確報）を本庁（本庁から産業保安監督部に対しては10日以内）に提出する。
- ② C級事故については、1か月分を取りまとめ、①に準じて翌月7日まで（本庁から産業保安監督部に対しては10日まで）に提出する。
- ③ 事故の原因等の調査に長期間を要する事故については、その旨を記載した中間報告書を①に準じて翌月10日までに提出し、調査が終了した後に調査終了日の含まれる月の翌月10日までに事故報告書（確報）を提出する。
- ④ 報告書提出後、事故の原因、被害状況、措置命令等に変更又は確定した事項があった場合には、追加報告を行う。
- ⑤ 添付書類は、一般則様式第58、液石則様式第57、コンビ則様式第37、冷凍則様式第46の事故届出書（写）及び新聞記事や写真、図面等とする。
- ⑥ 事故分類については、事故の内容に応じて、A級、B1級、B2級、C1級又はC2級事故に分類し、事故報告書に記入することとする。

4 その他

様式1の参考として高圧ガス事故等調査報告書（災害）記載要領を別添1に、様式2の参考として高圧ガス事故等調査報告書（喪失・盗難）記載要領を別添2に示す。

附則 この要綱は、平成13年 4月 3日から施行する。

附則 この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

附則 この要綱は、平成23年 1月24日から施行する。

附則 この要綱は、平成24年11月27日から施行する。

附則 この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

附則 この要綱は、平成31年 1月 1日から施行する。

附則 この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附則 この要綱は、令和 2年 8月 4日から施行する。

事故発生時における報告項目

- 1 事故の種類：高圧法（爆発、火災、噴出・漏えい・・・）
- 2 発生日時（曜日）：時間は24時間呼称による
- 3 発生場所
- 4 事故の概要
- 5 被害の状況：人身被害（死者、重傷者、軽傷者別）、従業員、協力会社、一般市民等、
物的被害の状況
- 6 原因
- 7 総合振興局等が行った措置（又は予定）
- 8 法令違反の有無
- 9 対策
- 10 その他（職員派遣状況、報道状況、周辺状況などについて特記事項があれば記載）：
※本文の1～10について、必ず記載し、「なし」、「不明」、「確認中」などの場合についてもその旨を明示する。
 - ・ 消防出動 有 無 不明 （ ）
 - ・ 火災認定 有 無 不明 （ ）